

利用料金表（総合事業：訪問型）

R4.10.1

長崎市指定介護予防・日常生活支援総合事業					
サービス種類		介護予防訪問介護相当サービス(月額)			生活援助サービス
対象となる介護度		要支援1・2		要支援2	要支援1・2
		事業対象者			
利用時間		週1回	週2回	週3回以上	45分程度
サービス利用料(単位)		1,176	2,349	3,727	211
加算項目 (単位)	処遇改善加算(I)13.7%	161	322	511	29
	特定処遇改善加算(I)6.3%	74	148	235	9
	介護職員等ベースアップ等 支援加算 2.4%	28	56	89	5
単位数合計		1,439	2,875	4,562	254
利用料（介護報酬総額：円）		14,692	29,353	41,920	2,593
自己負担額(円/月額)		1470円/月	2936円/月	4658円/月	260円/1回

※ 生活援助サービスの特定処遇改善加算は4.2%となります。

※ 表示金額は1割負担の場合です。端数処理により本表と実際の金額が若干異なる場合があります。

※ 始めてサービスをご利用いただいた月^注に初回加算（200単位）が加算されます。

注 要介護1～5から要支援1・2へ介護度が変更になった場合や最後のサービス利用から2か月以上利用が無かった場合も加算されます。

※ 特段の理由がなく、訪問時に不在等でキャンセルとなった場合にはキャンセル料(1,000円)を頂きます。

※ 所得に応じて介護負担割合が変更となります。「介護保険負担割合証」をご確認ください。

※ 原爆被爆者手帳をお持ちの方で非課税世帯の方は、長崎市役所原爆被爆対策部に申請し「低所得被爆者訪問介護利用助成受給者証」を提示することにより自己負担額分の助成を受けることができます。